

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1 利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	5		スペースについては、国の定める基準では児童一人当たり2.47㎡となっており、基準以上のスペースが確保されております。	
	2 利用定員やこどもの状態等に対して職員の配置数は適切であるか。	5		国の基準では、1つの事業所に児童発達支援管理責任者・管理者を1名以上配置し、職員数は児童10名まで2人、それ以上の児童が利用する際には児童5名につき職員を1人ずつ増員するよう定められており、基準配置以上の職員がおります。	
	3 生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	5		利用児童の特性に応じた視覚支援や発達に応じた環境設定に努め、定期的に見直しをおこなっております。 また、構造的に段差は少なく、おおむねバリアフリーになっております。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	5		清掃・換気・机や教材の消毒を毎日おこない、児童が活動しやすい環境を整え、衛生的で心地よく過ごすことができるように配慮しております。	
	5 必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	5		個室はありませんが、必要に応じてパーティションで区切るなどの環境設定をおこない、児童が安心して活動できる空間となっております。	
業務改善	6 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	5		職員会議は全員参加するよう努め、課題の把握・目標の設定・改善策について話し合っております。	
	7 保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5		アンケート実施後、保護者様からいただいたご意見は速やかに全職員で共有し、業務改善に努めております。	
	8 職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5		職員が全員参加してのリフレクション会議を毎月おこなっており、反省とそれに対する改善策を提案しあっております。	
	9 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	5		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10 職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内で研修を開催する機会が確保されているか。	5		関係機関からの研修案内を回収して個人で講習を受講し、スキルアップを図っております。 事業所内では本社配信の動画による社内研修に全職員が参加し、資質向上に努めております。	
適切な支援の提供	11 適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	5		公式Webサイトで公表しております。	
	12 個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	5		アセスメントを適切におこない、児童の特性や状況、保護者様のご意向に基づいて支援計画を作成しております。	
	13 児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	5		個別支援会議にて児童の最善の利益を考慮しながら意見交換をし、個別支援計画に反映させております。	
	14 児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	5		支援をおこなう際には、毎回児童発達支援計画を確認しております。	
	15 こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	5		標準化されたアセスメントツールの使用や、日々の行動観察を通し、児童の状況の把握に努めております。	
	16 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「本人支援」「家族支援」「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	5		ガイドラインを踏まえ具体的な支援内容が設定された支援計画を作成しており、各関係機関とも連携して情報共有に努めております。	
	17 活動プログラムの立案をチームで行っているか。	5		児童発達支援管理責任者や支援担当者の全員がチームとなって立案しております。	
	18 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	5		基本的には習慣化と定着を目指した繰り返しの活動を実施し、同時に児童の発達に応じた個別の活動を考案し、さまざまな状況に合わせて活動プログラムを工夫しております。	
	19 こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	5		児童の発達に合わせて、個別活動と集団活動を組み合わせた支援計画を作成し、支援をしております。	
	20 支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	5		毎日の職員間での打ち合わせにて役割分担や環境設定をおこなっており、担当児童のみならず、利用児童全員に対する情報提供や共通理解に努めております。	
	21 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	5		支援終了後は全員での打ち合わせを行い、その日の活動で気づいた点などの情報共有をしております。	
	22 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	5		日々の支援経過記録を徹底して検証し、改善につなげております。	
	23 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	5		定期的なモニタリングによって児童の状況や課題などを確認し、保護者様のご意向を踏まえた支援計画の作成と見直しをおこなっております。	
関係機関や保護者との連携	24 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況やよく理解した者が参画しているか。	5		担当者会議に参画しているのは児童発達支援管理責任者であり、会議の内容は職員間で共有しております。	
	25 地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	5		各関係機関と連携を図り、担当者会議を通して統一した支援がおこなわれるよう情報共有し、相談支援をおこなっております。	
	26 併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	5		各関係機関との担当者会議を通して支援内容などの情報共有と相互理解を図り、支援の方針が統一されるよう心掛けております。	
	27 就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	5		小学校などへの進学時には、保護者様のご意向を確認した上で進学先との情報共有に努めております。	
	28 (28～30は、センターのみ回答) 地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。				
	29 質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参画させているか。				
	30 (自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。				
	31 (31は、事業所のみ回答) 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	5		地域の児童発達支援センターの訪問を受け、助言をいただいております。	
	32 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	5		今年度は交流の機会はありませんでした。	今後は保護者様のご意向をうかがいながら、交流の機会を検討させていただきます。
	33 日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	5		送迎時や連絡帳にて活動の様子などをお伝えし、児童の発達状況や課題について共通理解に努めております。	
34 家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	5		送迎などの際に保護者様のお悩みなどをうかがい、必要な助言や効果的な支援方法をその都度伝えております。 療育上必要とされた際には、保護者様と一緒 に児童の成長に向けて取り組んでおります。 また、自治体主催のペアレント・トレーニングの情報が必要な保護者様に提供しております。		
保護者への説明等	35 運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	5		運営規程や利用者負担等は契約時に説明させていただきます。支援プログラムはホームページ上で公開しております。	
	36 児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	5		児童発達支援計画を作成する際には、事前に面談にて保護者様のご意向を確認しております。	
	37 「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	5		児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を示しながら分かりやすい言葉で心掛けて説明し、計画への同意をいただいております。	
	38 定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	5		連絡帳や送迎時・面談などで助言や支援をおこなっております。	
	39 父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	5		今年度は開催しておりません。	保護者様のニーズをお聞きし、熊本エリア全体で開催できないかなど、今後検討してまいります。
	40 こどもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	5		苦情の相談窓口を設け契約時に説明するとともに、日々の利用に関するご意見やご相談については迅速に対応できるよう配慮しております。	
	41 定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	5		季節ごとのCOMPASS だよりや公式Webサイトのブログ・SNSにて活動報告をしており、毎月事業所でお伝えしては療育の様子などを写真とともにお伝えしております。	
	42 個人情報の取扱いに十分留意しているか。	5		個人情報の使用や使用後の処理、保管については細心の注意を払い、鍵付の書庫にて厳重に保管しております。	
	43 障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	5		それぞれの特性に応じて、口頭だけでなく書面を提示するなど、情報伝達に配慮しております。	
	44 事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	5		今年度は実施しておりません。	今後は保護者様のご意向をうかがいながら、地域への働きかけを検討させていただきます。
非常時等の対応	45 事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	5		いつでも閲覧できるような各種マニュアルを事業所に掲示しており、定期的に訓練をおこなっております。	一つひとつのマニュアルを直接お見せする機会はないかなど、ホームページやHUGで見られるようになるとういと思っております。
	46 業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	5		業務継続計画(BCP)を策定し、定期的に必要な訓練をおこなっております。	
	47 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	5		契約時とモニタリング時に確認をしております。	
	48 食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	5		水分補給の水や麦茶以外の飲食物の提供をしておりますが、契約時には保護者様から丁寧に聞き取りをおこない、職員間での情報共有に努めております。	
	49 安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	5		安全計画に基づき、必要な研修や訓練、措置をおこない、十分な安全管理に努めております。	
	50 こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	5		安全計画に基づいた訓練を実施し、遊戯場所・連絡先などをお知らせしております。	
	51 ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	5		ヒヤリハットは速やかに事業所内で共有し、再発防止に向けた方策をたてております。	
	52 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	5		虐待防止研修とセルフチェックを年に2回行い、適切な対応に努めております。	
	53 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	5		「COMPASSグループ」身体拘束等の適正化のための指針に基づき、原則として身体拘束をおこないません。やむを得ず身体拘束が必要となる場合には、児童や保護者様に事前に十分な説明をおこない、承諾を得たうえで、児童発達支援計画に記載し、組織的に判断して対応しております。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体でおこなった自己評価です。